

防災集団移転促進事業推進の要望書



＜津波被災前の請戸地区＞



＜津波被害直後の請戸地区＞



＜請戸地区大平山・集団移転先イメージ＞



＜浜街道から見た請戸地区＞

平成 26 年 1 月 7 日

福島県浪江町長 馬場 有

浪江町 防災集団移転促進事業推進の要望

浪江町は、地震・津波による自然災害に加えて原子力災害が伴う複合災害を被っており、特に、事故収束とは言えない福島第一原子力発電所の状況およびその周辺への様々な影響が帰還の判断、再生・復興の進捗を鈍らさせていることは明らかであります。

そこで防災集団移転促進事業の事業計画策定に当たり、早期のまちづくりと津波被災者の生活再建を確実に実行するために、次の事項を強く要望いたします。

①移転元の土地の先行買取り

特に原発の状況によって住民の町内での住宅再建意向が変動することが予想され、現段階で精度の高い住宅団地整備計画を策定することは困難です。

このような状況から、**事業内容の確定が可能な移転元の買取りに関して、住宅団地整備構想の熟度によらずに先行して実施できることを要望します。**

②移転促進区域の範囲拡大

浪江町の津波被災地は、壊滅的被害を受けており、全ての農機具も津波で流失し、水瓶である大柿ダムの農業用水も使うことが出来ず、地元農業者には営農再開の意思がありません。当該土地は、平成26年1月に災害危険区域に指定する予定です。

これらのことから、通称「浜街道」の東側を平成25年度より災害廃棄物の仮置き場として最低3年は活用する予定であり、その後は災害記念公園やスポーツ健康増進エリアとして活用する予定です。また、海岸から幅約200mは海岸防災林整備を計画しており福島県に事業申請を行ったところです。

このように、当該土地は複合災害の影響を直接受け、現段階で農業再開が不可能であります。一方で復興に必要不可欠な土地であり浪江町として活用していきたいことから、**浜街道東側全域を移転促進区域として設定し、この範囲の宅地および農地等の買取りが可能となることを要望します。**(範囲については、別紙参照)

